

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 1 7 日提出

提出者 相模原市議会議員 大 槻 和 弘
提出者 相模原市議会議員 西 家 克 己
提出者 相模原市議会議員 栗 原 大
提出者 相模原市議会議員 野 元 好 美

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年相模
原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和
6 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手
当及び勤勉手当の支給割合を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合に係る規
定を改正いたしたく提案するものである。

議提議案第 10 号関係資料

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正(第 1 条及び第 2 条関係)

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市議会議員	1.65	1.65	3.3	1.65	1.75	3.4
				1.7	1.7	3.4

備考 改定後の欄の上段は令和 5 年度の支給割合、下段は令和 6 年度以降の支給割合

2 施行期日

令和 5 年 12 月 1 日。ただし、令和 6 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和 6 年 4 月 1 日